



作成日 2014/04/23  
改訂日 2018/04/01

## 安全データシート

### 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	RAコートシルバー (GHS)
製品コード	CE-F02-1280
供給者の会社名称	宇部興産建材株式会社
住所	東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館
電話番号	03-5419-6206
FAX番号	03-5419-6265

### 2. 危険有害性の要約 GHS分類

健康有害性	急性毒性(経口) 区分外 急性毒性(経皮) 区分外 急性毒性(吸入:蒸気) 区分外 急性毒性(吸入:粉じん、ミスト) 区分外 皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分外 眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分外 呼吸器感作性 区分外 皮膚感作性 区分外 生殖細胞変異原性 区分外 発がん性 区分外 生殖毒性 区分1 特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分外 特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分外 吸引性呼吸器有害性 区分外
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分3 水生環境有害性(長期間) 区分3 上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

### GHSラベル要素

#### 絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H360 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ H402 水生生物に有害 H412 長期継続的影響によって水生生物に有害
注意書き	眼、皮膚、衣類に付けないこと。(P262)
予防策	保護手袋、保護衣、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
対応	眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。(P305+P351+P338) 皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
保管	取り扱った後、手を洗うこと。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。(P403+P233)

廃棄

内容物、容器を都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別

混合物

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法	安衛法	
ミネラルスピリット(ミネラルソナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペン)	1.0~5.0%	不明			8052-41-3
メチルアルコール	0.3~3.0%	CH3OH	(2)-201	公表	67-56-1
その他	>90%	不明			

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9)  
メタノール(法令指定番号:560)  
灯油(法令指定番号:380)

4. 応急措置

吸入した場合

空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。

皮膚に付着した場合

ばく露又はその懸念がある場合、医師の手当、診断を受けること。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

水と石鹼で洗うこと。

皮膚刺激が生じた場合、医師の診断、手当てを受けること。

皮膚を速やかに洗浄すること。

医師の診断、手当てを受けること。

眼に入った場合

眼の刺激が持続する場合、医師の診断、手当てを受けること。

水で数分間注意深く洗うこと。

飲み込んだ場合

口をすすぐこと。

気分が悪い時は、医師に連絡すること。

医師の診断、手当てを受けること。

5. 火災時の措置

消火剤

全ての消化剤

使ってはならない消火剤

データなし

特有の危険有害性

情報なし。

特有の消火方法

周辺火災に対応して、消火活動を行なう事。

消火を行う者の保護

消火作業では、適切な保護具(手袋、眼鏡、マスク等)を着用する

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

作業者は適切な保護具(『8. ばく露防止及び保護措置』の項を参照)を着用し、眼、皮膚への接触や吸入を避ける。

周辺を立ち入り禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境へ影響を起こさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法及び機材

漏洩物を掃き集めて密閉できる空容器に回収し、後で廃棄処理する。

付着物、廃棄物などは、関係法規に基づいて処置する事。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	技術的対策 安全取扱注意事項	情報なし 換気の良い場所で取り扱うこと。
保管	安全な保管条件 安全な容器包装材	直射日光、高温、多湿を避け、換気の良い場所に保管する。 最初の容器内でのみ保管すること。

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
メチルアルコール	200ppm	200ppm(260mg/m3)(皮)	TWA 200ppm, STEL 250ppm (Skin)

保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具 皮膚及び身体の保護具	取り扱い時の状況に応じて、必要の場合は保護マスクを着用する。 ビニール手袋又はゴム手袋を着用する。 保護眼鏡あるいは、ゴーグルを着用する。 保護服、不浸透性保護衣
-----	---	--

9. 物理的及び化学的性質

外観	物理的状態 形状 色	液体 液体 メタリック 特異臭
臭い		データなし
臭いのしきい(閾)値		データなし
pH		7.5 ~ 9.5
融点・凝固点		データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲		沸点:100℃
引火点		データなし
蒸発速度		データなし
燃焼性(固体、気体)		データなし
燃焼又は爆発範囲	下限 上限	データなし データなし
蒸気圧		データなし
蒸気密度		データなし
比重(密度)		1.05g/cm3
溶解度		水に可溶
n-オクタノール／水分配係数		データなし
自然発火温度		データなし
分解温度		データなし
粘度(粘性率)		データなし
動粘性率		データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	保管の項目記載の保管条件で安定。
危険有害反応可能性	特になし。
避けるべき条件	特になし。
混触危険物質	特になし。
危険有害な分解生成物	特になし。

11. 有害性情報

ミネラルスピリットとして

急性毒性(経口)  
皮膚腐食性及び皮膚刺激性

ラットLD50: >15000mg/kg  
刺激性なし(ウサギ)

眼に対する重篤な損傷性  
又は眼刺激性

刺激性なし(ウサギ)

生殖細胞変異原性  
発がん性

Ames test: 陽性  
IARC: Group 3

メチルアルコールとして

急性毒性(経口)

Category 3, classified according to Regulation (EU) 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)

急性毒性(経皮)

Category 3, classified according to Regulation (EU) 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)

急性毒性(吸入:蒸気)

Category 3, classified according to Regulation (EU) 1272/2008, Annex VI (Table 3.1/3.2)

呼吸器感作性  
皮膚感作性  
生殖細胞変異原性

モルモット:皮膚感作性なし  
モルモット:皮膚感作性なし  
CHO細胞in vitro染色体異常試験:陰性  
マウス赤血球in vivo小核試験:陰性  
ヒトで急性経口または吸入暴露により中枢神経系の抑制および視覚器障害がみられるとの記述があ

特定標的臓器毒性(単回ばく露)

12. 環境影響情報

ミネラルスピリットとして

水生環境有害性(急性)

魚類(ブルーギル)96h-LC50=2.2mg/L

メチルアルコールとして

水生環境有害性(急性)

魚類(ブルーギル)96h-LC50=15400mg/L  
甲殻類(ブラインシュリンプ)24h-EC50=1340mg/L  
良分解性(BOD 92%、2週間)

水生環境有害性(長期間)

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。  
都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。  
廃棄物の処理を依頼する場合、処理業者等に危険性、有害性を充分告知の上処理を委託する。  
容器は清浄してリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

汚染容器及び包装

14. 輸送上の注意

国際規制

海上規制情報  
Marine Pollutant  
Transport in bulk  
according to  
MARPOL  
73/78,Annex II ,and  
the IBC code

該当しない  
Not applicable  
Not applicable

国内規制

航空規制情報  
陸上規制  
海上規制情報  
海洋汚染物質

該当しない  
該当しない  
該当しない  
非該当

MARPOL 73/78 附 非該当  
 属書II 及びIBC コー  
 ドによるばら積み輸  
 送される液体物質  
 航空規制情報 該当しない

15. 適用法令

化審法  
 労働安全衛生法

優先評価化学物質(法第2条第5項)  
 作業環境評価基準(法第65条の2第1項)  
 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法第57  
 条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9)  
 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57  
 条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第  
 9)

消防法  
 大気汚染防止法

非危険物  
 特定物質(法第17条第1項、政令第10条)  
 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から  
 都道府県への通達)

海洋汚染防止法  
 外国為替及び外国貿易法  
 特定有害廃棄物輸出入  
 規制法(バーゼル法)  
 労働基準法

有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1)  
 輸出貿易管理令別表第1の16の項  
 廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規  
 定するもの(平10三省告示1号)  
 疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35  
 条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

記載内容の取扱い

記載内容は現時点で入手できた資料や情報に基  
 ついて作成しておりますが、記載データや評価に関  
 しては、いかなる保証もなすものではありません。  
 また、注意事項は通常の見取り方を対象としたもの  
 ですので、特別な取扱いをする場合には新たに用  
 途・用法に適した安全対策を実施の上、お取扱い  
 願います。